

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成26年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO 法人上越メンタルネット
- 3 代表者の氏名  
笠原 一雄
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市寺町2丁目20番1号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、上越地域における住民一人一人のクオリティオブライフの向上につながる事業を行い、たとえ障害を負ってもなお人生の主権者として生きることを支援し、「誰もが暮らしやすいまちづくり」に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 7 定款の変更内容

| 変 更 後   | 変 更 前   |
|---|---|
| (事業)<br>第5条 (略)<br>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業</u><br>(2) <u>ピアサポート事業</u><br>(3) (略)<br>(4) <u>障害者の就労支援事業</u><br>(5) <u>障害者への就労機会提供事業</u><br>(6) <u>その他第3条の目的を達成するために必要な事業</u><br>(権能)<br>第23条 (略)<br>(1) <u>事業報告及び活動決算</u><br>(2) <u>事業計画及び活動予算並びにその変更</u><br>(3)～(10) (略)<br>(事業計画及び予算)<br>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>活動予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。<br>(事業報告および決算)<br>第46条 この法人の事業報告書、 <u>活動計算書</u> 、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作 | (事業)<br>第5条 (略)<br>(1) <u>精神保健福祉に関する相談事業</u><br>(2) <u>ピアカウンセリング事業</u><br>(3) (略)<br>(4) <u>生活サポート事業</u><br>(5) <u>障害者の就労支援事業</u><br>(6) <u>障害者への就労機会提供事業</u><br>(7) <u>その他第3条の目的を達成するために必要な事業</u><br>(権能)<br>第23条 (略)<br>(1) <u>事業報告及び収支決算</u><br>(2) <u>事業計画及び収支予算並びにその変更</u><br>(3)～(10) (略)<br>(事業計画及び予算)<br>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>収支予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。<br>(事業報告および決算)<br>第46条 この法人の事業報告書、 <u>収支計算書</u> 、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作 |

成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)  
(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)  
(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する整微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。